

地域移行・地域定着支援事業 ガイドライン（案）

平成28年10月

**河内長野市障がい者地域自立支援協議会
地域生活定着部会**

1. 目的

利用者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障がい
の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて相談その他の必要な支援が、保健、
医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との連携の下で、適切に行われるよう以下の
事業についてガイドラインを定める。

2. 事業の内容等

①地域移行支援

事業内容	障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者、救護施設等に入所している障がい者又は刑事施設等に収容されている障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。
対象者	以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 ★平成28年4月1日付け介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）より抜粋 ①障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設（18歳以上の者）または療養介護を行う病院に入所している障害者 ②精神科病院に入院している精神障害者 ※原則として直近の入院期間が1年以上の者を中心とするが、措置入院者や医療保護入院者で地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者も対象とする。 ③救護施設または更生施設に入所している障害者 ④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 ※特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援が可能であると見込まれ、指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。 ⑤更生保護施設に入所している障害者または自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
利用期間	6カ月以内。 地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6カ月以内で更新可。
利用までの流れ	別紙
必要書類	アセスメントシート サービス等利用計画（案）※別紙：セルフプランも可

②地域定着支援

事業内容	居宅において単身等で生活する障がい者につき、地域生活を継続していくために緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応、相談等。
対象者	以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障害者 ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
利用期間	原則1年以内。地域定着支援事業を担当する相談支援専門員は1年の間に利用者が地域の支援者等に慣れ、必要時に相談できる体制を整備し、必要なサービス等の利用調整を行わなければならない。 別に定める連絡票（仮称）を利用者が使いやすいよう整えること。
更新	期間満了後、以下の要件のいずれかに該当する場合のみ更新可。 1、診断名が、統合失調症または双極性感情障害であって、重度訪問介護判定基準に該当する者 2、身体障害者手帳1級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者であって、重度訪問介護判定基準に該当する者

重度訪問介護判定基準とは

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する方。障害支援区分が区分4以上であって、次の（1）、（2）のいずれかに該当する方

（1）次の（一）および（二）のいずれにも該当する

- （一） 二肢以上に麻痺等がある
- （二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている

（2）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である。

行動関連項目→コミュニケーション、説明の理解、大声・奇声を出す、異食行動、多動・行動の停止不安定な行動、自傷行為、他害行為、不適切な行為、突発的な行為、過食・反すうてんかん発作の頻度（医師意見書による）

こまったときには！

内容	名称	電話番号

◎緊急時

内容	名称	電話番号
かかりつけの病院やクリニックが開いていない場合、こころの病気の緊急時に相談できる。	精神科救急ダイヤル (平日 17時～9時(土・日・祝・年末年始:朝9時～翌朝9時))	0570-01-5000
身体の不調	迷ったら	#7119 06-6582-7119
	緊急の時	119